

証券コード 6647
2025年6月2日
(電子提供措置の開始日2025年5月30日)

株 主 各 位

東京都葛飾区立石四丁目34番1号

森尾電機株式会社

取締役社長 菊 地 裕 之

第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第93回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<http://www.morio.co.jp/ir/library/report.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



本株主総会につきましては、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月26日（木曜日）午後5時20分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。株主の皆様におかれましては、株主総会会場において、感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時（開場 午前9時10分）
2. 場 所 東京都葛飾区立石六丁目33番1号
かつしかシンフォニーヒルズ別館5階会議室「レインボー」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第93期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第93期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

4. その他株主総会招集に関する事項

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

-
- ◎ 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、省資源のため、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主の皆様におかれましては、もご出席いただく場合には軽装にてお願い申し上げます。

当社ホームページ : <http://www.morio.co.jp>

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

(1) 全般の概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策のもとで緩やかな回復基調となりましたが、世界的な金融引き締めを受けたインフレや円安の進行等の影響を受けて、幅広い品目で価格の上昇が続きました。世界経済においては、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化により不安定な国際情勢が続いています。

このような経営環境の中、営業活動・生産活動を展開した結果、当連結会計年度の売上高は92億12百万円（前年同期比17億64百万円、23.7%増）となり、受注高は104億66百万円（前年同期比26億7百万円、33.2%増）となりました。

利益につきましては、売上高の増加により、当連結会計年度の営業利益は7億35百万円（前年同期比3億93百万円、114.8%増）、経常利益は7億44百万円（前年同期比4億2百万円、117.4%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、売上高の増加と繰延税金資産の計上による法人税等調整額（益）63百万円の計上により、5億68百万円（前年同期比3億56百万円、168.5%増）となりました。

(2) セグメント別の概況

[電気機器製造販売事業]

電気機器製造販売事業の売上高は90億57百万円（前年同期比17億61百万円、24.1%増）となり、受注高は104億66百万円（前年同期比26億7百万円、33.2%増）となりました。

① 鉄道関連事業

主力の鉄道関連事業につきましては、国内鉄道車両需要向けを中心に受注活動を展開した結果、売上高は58億42百万円（前年同期比1億88百万円、3.3%増）となり、受注高は79億21百万円（前年同期比30億63百万円、63.0%増）となりました。

② 自動車関連事業

自動車関連事業につきましては、各高速道路会社等に対し車載標識車を中心に受注活動を展開した結果、売上高は18億88百万円（前年同期比7億34百万円、63.7%増）となり、受注高は14億28百万円（前年同期比1億34百万円、8.6%減）となりました。

③ 船舶等関連事業

船舶等関連事業につきましては、防衛省関連等への船舶用機器を中心に受注活動を展開した結果、売上高は13億27百万円（前年同期比8億38百万円、171.9%増）となり、受注高は11億16百万円（前年同期比3億20百万円、22.3%減）となりました。

[不動産関連事業]

不動産関連事業につきましては、各賃貸マンションが堅調な売上を維持しており、売上高は1億54百万円（前年同期比2百万円、1.8%増）となりました。

電気機器製造販売事業セグメント 営業部門別受注高・受注残高

(単位：百万円)

営業部門別	受注高						受注残高					
	前期		当期		増減		前期		当期		増減	
		%		%		%		%		%		%
鉄道関連事業	4,858	61.8	7,921	75.7	3,063	63.0	8,246	74.3	10,325	82.5	2,079	25.2
自動車関連事業	1,563	19.9	1,428	13.6	△134	△8.6	1,470	13.2	1,010	8.1	△460	△31.3
船舶等関連事業	1,436	18.3	1,116	10.7	△320	△22.3	1,392	12.5	1,181	9.4	△210	△15.1
合計	7,858	100.0	10,466	100.0	2,607	33.2	11,108	100.0	12,517	100.0	1,408	12.7

セグメント別 営業部門別売上高

(単位：百万円)

営業部門別		売上高					
		前期		当期		増減	
			%		%		%
電気機器製造販売事業	鉄道関連事業	5,653	75.9	5,842	63.4	188	3.3
	自動車関連事業	1,154	15.5	1,888	20.5	734	63.7
	船舶等関連事業	488	6.6	1,327	14.4	838	171.9
	小計	7,296	98.0	9,057	98.3	1,761	24.1
不動産関連事業		152	2.0	154	1.7	2	1.8
合計		7,448	100.0	9,212	100.0	1,764	23.7

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は1億51百万円であります。その主なものは、電気機器製造販売事業における竜ヶ崎事業所での法面保護工事等であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度は増資等による資金調達は行っておりません。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

8. 対処すべき課題

わが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策のもとで緩やかな回復基調となりましたが、世界的な金融引き締めを受けたインフレや円安の進行等の影響を受けて、幅広い品目で価格の上昇が続きました。世界経済においては、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化により不安定な国際情勢が続いています。

このような環境下の中、当社といたしましては、中長期的な経営目標を達成するため、対処すべき課題として次の項目を全社的に推進してまいります。

(1) 持続的成長の実現に取り組んでまいります。

持続的成長を牽引できる経営人材をはじめとした、多様な人材の育成・確保に取り組み、事業活動を通じて社会的責任を果たし、地域経済及び地域社会の持続的な発展と企業価値の向上に取り組んでまいります。

(2) 既存事業の一層の強化を進めてまいります。

当社の強みである少量多品種生産の効率化と、品質向上を図りながら、顧客が求める製品・サービスを探り、既存の製品のブラッシュアップ（付加価値の向上）を目指してまいります。

(3) 生産性向上のための生産設備の更新と職場環境の改善に取り組んでまいります。

竜ヶ崎事業所の生産設備を順次最新鋭のものに更新し、生産性及び品質の向上、省エネルギーと職場環境の整備・改善に取り組んでまいります。

- (4) 新製品の開発・改良を引き続き推進してまいります。
企業価値を中長期的に向上させていくために、最先端技術を取り入れた製品や、持続可能な社会発展のための環境負荷の少ない製品の開発など高付加価値化に取り組み、次世代の主力となる製品開発を推進してまいります。
- (5) サステナビリティへの取り組みを推進してまいります。
当社は、ESG（環境・社会・ガバナンス）に取り組み、全ての企業活動を通じてSDGsの実現に向けて、暮らしと社会を支える交通インフラに貢献してまいります。
- (6) 組織力の一層の強化に取り組んでまいります。
人材育成の充実と、活発なコミュニケーションがとれる企業文化を醸成し、当社のビジョンや戦略の実現に向け、一体となって取り組んでいく組織づくりを目指してまいります。
- (7) デジタル技術の活用
デジタル技術の活用を進めるための人材育成・能力開発に取り組み、業務プロセスの効率化や再現性の向上、作業負担の軽減や作業効率の改善・最適化に取り組んでまいります。
- (8) 次世代への技術と技能の伝承を進めてまいります。(次世代のものづくり)
長年培ってきた、ものづくりの高度な技術や技能とデジタル技術の融合により、多様な人材が活躍できる環境整備に取り組んでまいります。
- (9) 海外向け鉄道車両案件への積極的な対応を図ってまいります。
米国現地法人を中心に、海外鉄道案件に積極的に取り組み、当社の高い技術力と信頼性、そして経験とノウハウを活かして、海外鉄道事業の持続的な発展に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、当社の経営活動に引き続きご理解を賜りますとともに、今後ともなお一層のご支援、ご協力の程をお願い申し上げます。

9. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第90期	第91期	第92期	第93期
	(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	(2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	(当連結会計年度) (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
受 注 高(千円)	9,582,274	7,868,241	7,858,844	10,466,579
売 上 高(千円)	8,506,402	7,899,936	7,448,222	9,212,733
経 常 利 益(千円)	459,152	284,051	342,577	744,768
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	270,392	148,923	211,837	568,705
1株当たり当期純利益 (円)	196.60	108.28	154.03	417.11
総 資 産(千円)	7,945,207	7,774,012	8,220,127	8,905,021
純 資 産(千円)	4,210,458	4,352,019	4,732,810	5,158,700
1株当たり純資産額 (円)	3,061.44	3,164.39	3,441.34	3,836.97

10. 主要な事業内容

2025年3月31日

営業部門別		主 要 製 品 名
電 気 機 器 製 造 販 売 事 業	鉄 道 関 連 事 業	配電箱、配電盤、行先表示器、旅客情報表示装置、車両用モニタリングシステム、暖房器、主幹制御器、補助回路機器、LED照明器具、各種照明配線器具、各種保安機器、地上用設備機器等
	自 動 車 関 連 事 業	自走式標識車、各種車載標識装置、地上設備用分電盤、各種保安機器、投光器、道路用各種情報装置等
	船 舶 等 関 連 事 業	LED照明灯、各種防爆灯及び防爆器具、艦艇用照明配電器具、船用各種照明器具、船用情報案内装置、船用電気通信器具等、大型情報表示装置、各種情報ボード、セキュリティ関連機器等
不 動 産 関 連 事 業		不動産賃貸物件5棟等

11. 主要な事業所

(1) 当社

2025年3月31日

事業所		所在地
本社		東京都葛飾区立石四丁目34番1号
工場	竜ヶ崎事業所	茨城県龍ヶ崎市
営業所	大阪営業所	大阪府大阪市北区
出張所	仙台出張所	宮城県仙台市宮城野区

(2) 子会社

2025年3月31日

会社名	所在地
Morio USA Corporation	アメリカ合衆国ネブラスカ州リンカーン市

12. 従業員の状況

2025年3月31日

区分	男子	女子	合計
従業員数(名)	169	60	229
(前連結会計年度末比増減)	(1)	(△4)	(△3)

13. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

2025年3月31日

会 社 名	資 本 金	議 決 権 率 比	主 要 な 事 業 内 容
Morio USA Corporation	千ドル 4,000	% 100	鉄道車両用電気機器製造販売

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

14. 主要な借入先

2025年3月31日

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	千円 720,000
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	190,044

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項

- | | |
|-------------|------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 5,700,000株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 1,425,000株 |
| 3. 株主数 | 985名 |
| 4. 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社 S M B C 信託銀行	133,400	9.92
有限会社 森尾商会	120,800	8.98
川崎車両株式会社	89,575	6.66
森尾電機さつき会	88,176	6.56
日本車輛製造株式会社	75,825	5.64
株式会社 きらぼし銀行	65,700	4.89
セントラル警備保障株式会社	65,000	4.83
森尾電機自社株投資会	54,843	4.08
中西電機工業株式会社	50,800	3.78
株式会社 金子工務店	33,100	2.46

(注) 持株比率は、自己株式 (80,529株) を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

会社における位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	菊地裕之	
常務取締役	北澤公夫	竜ヶ崎工場工場長
常務取締役	大橋貢	営業兼資材担当
取締役	平野了士	海外支援室室長
取締役	清水毅	経営管理部部長兼内部統制監査担当
取締役	鎌田伸一郎	セントラル警備保障株式会社顧問
常勤監査役	小山博史	
監査役	堀勝彦	
監査役	遠藤泰和	

- (注) 1. 鎌田伸一郎氏は、社外取締役であります。なお、当社は鎌田伸一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 堀勝彦氏及び遠藤泰和氏は、社外監査役であります。なお、当社は堀勝彦氏及び遠藤泰和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- (1) 就任
2024年6月27日開催の第92回定時株主総会において、遠藤泰和氏は監査役に新たに選任され、就任いたしました。
- (2) 退任
2024年6月27日開催の第92回定時株主総会終結の時をもって、柘植幹雄氏は監査役を任期満了により退任いたしました。
2024年6月27日開催の第92回定時株主総会終結の時をもって、小泉泰一氏は取締役を任期満了により退任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

3. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員 (名)	支給額 (千円)
取締役 (うち社外取締役)	7(1)	113,218 (1,200)
監査役 (うち社外監査役)	4(3)	13,602 (3,600)
合計	11	126,820

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 期末現在の人員数は取締役6名、監査役3名であります。
3. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額48百万円（取締役6名に対して45百万円、監査役1名に対して2百万円）が含まれております。
4. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る方針決定
当社は取締役会にて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり定めております。
- (1) 基本方針
当社の取締役報酬等については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各取締役の役位を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬と、賞与等により構成し、社外取締役に対する報酬は、その職務の性格から業績を考慮せず、基本報酬のみとしております。
- (2) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
当社の取締役に対する基本報酬は、月例の固定報酬とし、取締役の役位の大きさ等に応じて取締役会により決定しております。当事業年度における個人別の報酬等の内容は基本報酬と賞与等であり、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると取締役会が判断しております。
- (3) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部の委任について
上記を決定方針とし、取締役の個人別の基本報酬と賞与の額の決定について、代表取締役社長菊地裕之に一任しております。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役が最も適しているからです。
- (4) 取締役及び監査役の報酬等について株主総会の決議に関する事項
当社取締役及び監査役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の当社第75回定時株主総会において、取締役報酬限度額は年額200百万円（うち、社外役員の報酬額は年額10百万円以内）、監査役報酬限度額は年額30百万円と決議しております（使用人兼取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点での取締役の人員数は7名（うち、社外取締役1名）、監査役の人員数は3名（うち、社外監査役2名）です。

4. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況

取締役鎌田伸一郎氏は、セントラル警備保障株式会社の顧問を務めており、同社は当社株式4.83%を保有する大株主であるとともに、当社は同社と製品の販売等の取引関係があります。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	鎌田伸一郎	当事業年度開催の取締役会には、14回のうち14回出席し、主に企業経営分野における豊かな経験と高い見識に基づき、また、独立した立場から議案審議等に必要な発言を行っており、引き続き当社社外取締役として、十分な役割を果たしていただけるものと期待しております。
監査役	堀勝彦	当事業年度開催の取締役会には、14回のうち14回出席し、主に当業界における豊富な経験から、当社の経営上有益な指摘、意見を述べております。 また、当事業年度開催の監査役会には、13回のうち13回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	遠藤泰和	社外監査役就任後に開催された取締役会には、10回のうち10回出席し、主に当業界における豊富な経験から、当社の経営上有益な指摘、意見を述べております。 また、社外監査役就任後に開催された監査役会には、10回のうち10回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

IV 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称
東陽監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額（千円）
会計監査人としての報酬等の額	22,000
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めて記載しております。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である東陽監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の会計監査人は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

V 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社及び当社の子会社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための内部統制システムの体制を定め、効率的で適法な企業体制の確立を図っております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、法令及び定款遵守の周知徹底と実行を図る体制を構築しております。
- ② コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルに基づき、企業倫理と法令遵守意識の醸成を図り、企業活動の中での法令違反の未然防止に努めております。
- ③ 内部統制監査課は、内部統制及び内部監査規程に基づき継続的に各業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努めております。
- ④ コンプライアンスに関する問題が万が一発生した場合は、その内容・対処案がコンプライアンス委員会を通じ、取締役会、監査役会に報告される体制を構築しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、職務執行上必要とする文書その他重要情報に関しては、秘密文書取扱規程に基づき適切に保存管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持するよう努めております。
- ② 社内の重要情報や顧客情報等に関しては、文書管理規程に基づき適切な保存管理に努めております。

(3) 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、経営の緊急時に発生するリスクに関しては、緊急時基本対応規程に基づき迅速・適切に対応し、リスク回避のできる体制の構築に努めております。

- ② 内部統制監査課は、監査役及び会計監査人と連携をとり、各部門の業務運用状況の適正性及び会計処理の正確性等のリスク管理状況を監査し、代表取締役へ報告する体制を構築しております。
- (4) 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、取締役が機動的な経営判断及び職務執行が効率的に行われる体制を確保するため、取締役会において法令で定められた事項のほか、経営の基本方針をはじめとする会社の重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督する体制を構築しております。
- ② 取締役の責任を明確化し、権限を強化することで、取締役の職務執行において経営意思決定の迅速化及び業務執行機能の強化が図られる体制を構築しております。
- ③ 取締役会は、中期経営計画を策定するとともに、毎期事業部門ごとに業績目標と予算設定を行い、逐次業績を管理できる体制を構築しております。
- (5) 当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、子会社に対して、当社の取締役又は使用人を取締役及び経営幹部として派遣し、それらの業務運営を定常的に管理監督する体制を構築しております。
- ② 子会社の経営については、定期的に書面又は当社取締役会及び経営会議において報告を受け、重要な経営事項の決定に関しては、社内規程に基づき原則として当社の事前承認を取得する体制を構築しております。
- ③ 内部統制監査課は、監査役及び会計監査人と連携を取りつつ、社内規程に基づき子会社の監査を実施する体制を構築しております。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役が必要とした場合は、監査役の職務を補助する使用人を置くものとし、その人事等については、取締役は監査役と事前協議のうえで実施する体制を構築しております。
- ② 監査役の補助をする使用人は、監査の補助業務を遂行するにあたり、取締役からの指揮命令を受けない体制を構築しております。

- (7) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役・使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、又は法令・定款に違反する重大な事実を知った時は、直ちに監査役に対して報告する体制を構築しております。また、監査役に報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないこととしております。
 - ② 監査役は、取締役会のほか、重要な事項の決定がなされる会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求める体制を構築しております。
 - ③ 監査役は、監査役監査の実効性を確保するため、監査体制の整備等についての要請ができるとともに、代表取締役は定期的に監査役と面談を行い、内部統制体制の整備等について意見交換する体制を構築しております。
- (8) 監査役職務の遂行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役職務執行上必要と認められる費用については予算化し、その前払い等の請求がある時は、当該請求が適正ではない場合を除き、速やかにこれに応じることとしております。
 - ② 緊急又は臨時に支出した費用については、事後の償還請求に応じております。
- (9) 反社会的勢力排除に向けた体制
- ① 当社はコンプライアンス・マニュアルにおいて「反社会的勢力との絶縁」を明記し、法令遵守教育を通じて、社内への周知徹底を図っております。
 - ② 対応部署は、人事総務部が中心となり警察当局や顧問弁護士等の専門機関と緊密な連携を図り、反社会的勢力からの不当な要求に対して適切に対処できる体制を構築しております。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は14回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役は14回出席いたしました。その他、監査役会は13回、コンプライアンス委員会は1回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部統制監査課、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部統制監査課は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び内部統制監査、子会社の内部統制監査を実施いたしました。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、鉄道車両や自動車・船舶関係の電気機器メーカーである当社の経営においては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社に与えられた社会的な使命、それら当社の企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠です。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社の企業価値の源泉である、①電装品や装置の開発設計の技術者集団として、豊富な経験とノウハウに裏付けされた技術力、②設計から販売まで、顧客のニーズを確実に捉えた製品づくりを可能とした一貫生産体制、③安全性を重視した製品を提供するための徹底した品質管理体制、④長年の間に築き上げた顧客との強固な信頼関係、⑤地球環境保全への貢献を意識した企業精神等が必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益や当社に関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされた時に、買付者の提示する当社

株式の取得対価が妥当かどうか等買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間のうちに適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画した時の経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会又は株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるものもないとはいえません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が(2)②に記載する本対応方針に従って適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

(2) 基本方針実現のための取り組み

① 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は主に受注生産により事業を行っているため、主力の鉄道関連事業では国内・海外車両の代替需要及び新規需要の影響を大きく受けます。従って、経済環境による収益への影響を抑えるために、一貫生産体制の推進及び顧客のニーズを的確に捉えた製品供給を通じて、生産性の向上と収益体質の強化に取り組んでおります。具体的には、2023年4月に検査・品質管理プロセスのコスト削減、業務効率化、リードタイムの短縮に取り組むため、大型金属加工品や溶接部品のひずみが測定できる三次元測定機を導入しました。また、2023年12月には様々な形状の加工が可能で、効率的で緻密な作業が行えるワイヤ放電加工機を導入し、より正確で信頼性が高く、低コスト化による一貫生産体制の推進と強化に取り組んでおります。さらに、2024年10月には新型マシニングセンタ「MB-56VⅡ」を導入しました。「MB-56VⅡ」は、不要なときに周辺装置をオフにする「ECOアイドルストップ」を搭載しており、消費電力の削減ができます。さらに、タンク内で切削液を一定の速度で還流させることで、非加工時でも切削液内のスラッジ（不純物）を効率的に回収できる「スラッジレスタン

ク」を搭載しているため、切削液の交換頻度を大幅に削減し、切削液廃棄時の環境負担が軽減されます。

2025年3月には、快適な職場環境づくりと災害防止の一環として2021年から始まった竜ヶ崎事業所西側傾斜地の保護工事（フリーフレーム工法）が完了しました。これにより、土砂崩れや崩落のリスクが大幅に減少し、周辺地域の安全が確保されることになりました。今後も、作業環境維持と改善を両立させながら、持続可能な地球環境保全への社会的責任を果たしてまいります。

さらに、2024年3月には竜ヶ崎事業所において、新事務所棟を竣工しました。これにより、将来の人員増減や組織変更に対しての柔軟な対応、パーソナルスペースの確保による従業員のストレス緩和、オフィス環境を整えることによるモチベーションの向上や業務効率化、従業員のコミュニケーションの活発化が期待されます。

また、社内環境推進委員会の活動の一環として、竜ヶ崎事業所構内に加え工場近隣区域の清掃・美化活動を行っております。地域社会の一員として、今後も清掃活動などの地域美化活動や緑地の保全に積極的に取り組み、サステナブルな社会に貢献し、住み続けられるまちづくりを目指してまいります。

当社は、2025年度からCSR活動の一端として、子どもの貧困対策という大きな社会問題と向き合うため、子どもや地域の人たちに食事や居場所を提供する活動に取り組んでいるNPO法人 レインボーリボン（葛飾区青戸）を通じて「子ども食堂」への支援を開始することにしました。継続的な支援を通じて、地域社会への貢献と未来を担う子どもたちを応援するとともに、SDGsが目指す「誰一人取り残さない」社会の実現に取り組んでまいります。

2017年1月に品質マネジメントシステム「ISO9001」、2017年3月には環境マネジメントシステム「ISO14001」の各認証について、年次審査とともに2015年度版へ移行いたしました。特に品質マネジメントシステム「ISO9001」については、本社及び竜ヶ崎事業所に加えて大阪営業所も認証取得を行い、対象の範囲を広げ、2023年11月には更新審査を受審いたしました。また、複数のマネジメントシステム規格を同時利用する際の利便性を高めるため、「ISO9001：2015」、「ISO14001：2015」の両規格に共通の規格構造や要求事項などが採用され、経営や事業との一体化を図ることで、より効果的に推進する体制を整えられるようになりました。当社では、企業の社会的責任の最重要取り組みの一つとして、品質保証レベルの向上並びに環境配慮設計への取り組みを強化してまいります。引き続き社会から信頼される企業として、新たなマネジメントシステムに基づき、品質管理と環境保全への万全な取り組みを推進してまいります。

さらに取締役会が適正かつ効率的に業務執行機能を発揮できるよう、取締役の責任を明確化し権限を強化することで事業運営上重要な事項について常勤役員による迅速な意思決定ができる体制を採用しており、取締役会ではこのような業務執行について、社外取締役及び社外監査役を中心に多面的にチェックする体制が図られている等、コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けて取り組んでおります。

② 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2009年5月8日付取締役会決議及び同年6月26日付定時株主総会決議に基づき、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を導入し、2024年5月15日開催の当社取締役会において、同年6月27日開催の定時株主総会における株主の皆様の承認を条件として本対応方針を継続することを決議いたしました。

本対応方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、予め当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等（以下、かかる買付行為又は合意等を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為又は合意等を行う者を「大規模買付者」といいます。）が行われる場合に、大規模買付行為に応じて当社株式を売却するか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報を確保し、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするものです。

また、上記基本方針に反し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の発行等を利用することにより阻止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることを目的としております。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに当社が定める大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき、株主の皆様の判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）の提供を求めます。

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買

付行為の場合）（最大30日間の延長があり得ます。）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当該期間内に、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見をとりまとめて公表するとともに、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否か及び対抗措置をとるか否か等の判断については、その客観性、公正さ及び合理性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置したうえで、取締役会はこれに必ず諮問することとし、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動又は不発動もしくは株主総会招集の決議その他必要な決議を行うものとし、対抗措置として、新株予約権の発行を実施する場合には、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件、及び当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項を付すことがあるものとし、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当社取締役会は、上記決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、2024年6月27日開催の定時株主総会においてその継続が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、本対応方針の有効期間中であっても、当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで本対応方針を廃止する旨の決議を行った場合には、当該決議の時点をもって本対応方針は廃止されるものとし、また、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本対応方針の変更を行うこともあります。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.morio.co.jp>）に掲載する2024年5月15日付プレスリリースをご覧ください。

(3) 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(2) ①に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の基本方針に沿うものです。

また、(2) ②に記載した本対応方針も、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる目的をもって継続されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動・不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者である専門家等を利用することができるとされていること、必要に応じて新株予約権の無償割当ての実施につき株主総会に諮ることとなっていること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題として位置づけており、今後の事業展開に必要な内部留保を確保し、将来にわたる安定配当の維持を重視しながら、業績に応じた適切な配当政策を実現していくことを基本方針としております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績や経営環境の不確実性、事業の持続的成長等を総合的に勘案した結果、株主の皆様のご支援にお応えするため、10円増配し、1株当たり60円とさせていただきます。

また、内部留保資金につきましては、財務体質の維持・強化、将来の最適生産体制のための設備投資、新製品・新技術の研究開発等、当社の企業競争力強化のために活用してまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,735,234	流 動 負 債	3,143,043
現金及び預金	933,734	支払手形及び買掛金	565,878
受取手形	24,307	電子記録債務	813,567
売掛金	2,101,632	短期借入金	934,088
電子記録債権	276,085	一年内返済予定の長期借入金	39,996
商品及び製品	112,095	リース債務	60,997
仕掛品	1,359,841	未払法人税等	205,320
原材料及び貯蔵品	905,105	賞与引当金	175,320
その他の流動資産	22,431	役員賞与引当金	48,000
固 定 資 産	3,169,786	廃棄物処理費用引当金	25,630
有形固定資産	1,599,517	その他の流動負債	274,245
建物及び構築物	3,222,692	固 定 負 債	603,277
減価償却累計額	△1,912,139	長期借入金	320,048
建物及び構築物(純額)	1,310,552	リース債務	54,491
機械装置及び運搬具	377,036	繰延税金負債	160,220
減価償却累計額	△257,283	その他の固定負債	68,518
機械装置及び運搬具(純額)	119,752	負 債 合 計	3,746,320
土地	63,720	純 資 産 の 部	
リース資産	126,274	株 主 資 本	4,496,308
減価償却累計額	△78,590	資本金	1,048,500
リース資産(純額)	47,683	資本剰余金	897,272
その他	304,811	利益剰余金	2,672,635
減価償却累計額	△247,004	自己株式	△122,099
その他(純額)	57,807	その他の包括利益累計額	662,391
無形固定資産	101,733	その他有価証券評価差額金	623,178
ソフトウェア	45,560	為替換算調整勘定	39,213
リース資産	44,708	純 資 産 合 計	5,158,700
その他	11,464	負 債 及 び 純 資 産 合 計	8,905,021
投資その他の資産	1,468,534		
投資有価証券	1,279,784		
繰延税金資産	62,200		
その他	126,550		
資 産 合 計	8,905,021		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	9,212,733
売上原価	7,348,041
売上総利益	1,864,692
販売費及び一般管理費	1,129,065
営業利益	735,626
営業外収益	
受取利息	10
受取配当金	22,345
受取補償金	9,888
雑収入	7,942
営業外費用	
支払利息	26,960
為替差損	4,084
雑損失	0
経常利益	744,768
特別損失	
固定資産除却損	143
廃棄物処理費用引当金繰入額	25,630
税金等調整前当期純利益	718,994
法人税、住民税及び事業税	229,357
法人税等調整額	△79,068
当期純利益	568,705
親会社株主に帰属する当期純利益	568,705

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,048,500	897,272	2,172,693	△70,800	4,047,666
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△68,764		△68,764
親会社株主に 帰属する当期純利益			568,705		568,705
自己株式の取得				△51,299	△51,299
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	499,941	△51,299	448,642
当 期 末 残 高	1,048,500	897,272	2,672,635	△122,099	4,496,308

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	641,214	43,929	685,143	4,732,810
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△68,764
親会社株主に 帰属する当期純利益				568,705
自己株式の取得				△51,299
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△18,036	△4,716	△22,752	△22,752
当 期 変 動 額 合 計	△18,036	△4,716	△22,752	425,890
当 期 末 残 高	623,178	39,213	662,391	5,158,700

連結注記表

継続企業の前題に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数
1社
 - (2) 主要な連結子会社の名称
Morio USA Corporation

2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した関連会社数
該当事項はありません。
 - (2) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称
該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定しております。）
 - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・ 評価基準：原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
 - ・ 評価方法：商品及び製品、仕掛品は個別法に、原材料及び貯蔵品は総平均法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
市場販売目的のソフトウェアについては、販売可能な見込有効期間（3年以内）に基づく定額法、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 廃棄物処理費用引当金
廃棄物の撤去にかかる費用等に備えるため、将来発生すると見込まれる金額を合理的に見積り計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、電気機器製造販売事業において、鉄道関連事業、自動車関連事業、船舶等関連事業に関連する製品の製造販売を行っており、鉄道事業者、鉄道車両メーカー、高速道路会社各社、国土交通省、防衛省等を主な顧客としております。

これらの顧客に対して、主に完成した製品を納入することを履行義務と識別しており、原則として顧客が製品を検収した時点において、支配が顧客に移転することから、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

なお、取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。また、取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度 繰延税金資産142,275千円

(連結貸借対照表には、同一納税主体間の繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した金額を計上しております。)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、一時差異等加減算前課税所得により判断しており、一時差異等加減算前課税所得は、実行可能で合理的な期間における事業計画に基づいて算定しております。事業計画の見積りに使用された主な仮定は、将来の受注見込及び製造費用であり、これらの仮定に基づく数値は、業界動向、経済状況等の外部情報及び過去実績、受注状況等の内部情報の両方を基礎としております。

当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

担保に供している資産

建 物	509,182千円
土 地	1,989千円
合 計	511,171千円

担保に係る債務の金額

短期借入金	550,000千円
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	360,044千円
合 計	910,044千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 1,425,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年5月15日 取締役会	普通株式	68,764千円	50円	2024年 3月31日	2024年 6月28日

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	80,668千円	60円	2025年 3月31日	2025年 6月30日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に電気機器の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らし、必要な資金及び短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスク及び為替変動リスクにさらされております。投資有価証券は主に取引先企業との業務等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、全て1年以内の支払期日であります。借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で9年後であります。このうち一部は変動金利であるため金利の変動リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は営業債権について、営業部門及び総務部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の連結貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスクの管理

当社は、投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、連結子会社を含む各部署からの報告に基づき財務部門等が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を適正に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち46.5%が特定の大口顧客（総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先）に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	1,279,784	1,279,784	—
資産計	1,279,784	1,279,784	—
(1) 長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	360,044	359,941	△102
(2) リース債務	115,488	115,466	△21
負債計	475,532	475,408	△124

(注1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	933,734	—	—	—
受取手形	24,307	—	—	—
売掛金	2,101,632	—	—	—
電子記録債権	276,085	—	—	—
合計	3,335,760	—	—	—

(注3) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	934,088	—	—	—	—	—
長期借入金	39,996	39,996	39,996	39,996	39,996	160,064
リース債務	60,997	31,271	17,212	5,755	251	—
合計	1,035,081	71,267	57,208	45,751	40,247	160,064

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	1,279,784	—	—	1,279,784
資産計	1,279,784	—	—	1,279,784

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	359,941	—	359,941
リース債務	—	115,466	—	115,466
負債計	—	475,408	—	475,408

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

1. 賃貸等不動産の概要

当社グループでは、東京都その他の地域において、賃貸用のマンション等（土地含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
644,427	△38,962	605,465	2,197,948

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 主な変動

減少は、減価償却費 39,705千円

3. 時価の算定方法

主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

3. 賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は82,599千円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	電気機器 製造販売事業	不動産関連事業	
鉄道関連事業	5,842,106	—	5,842,106
自動車関連事業	1,888,800	—	1,888,800
船舶等関連事業	1,327,028	—	1,327,028
顧客との契約から生じる収益	9,057,935	—	9,057,935
その他の収益	—	154,798	154,798
外部顧客への売上高	9,057,935	154,798	9,212,733

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4.会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

該当事項はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年以内の契約等であるため、また契約期間が1年超にわたる一部の契約等は「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第19項に従って収益を認識しているため、これらは実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 3,836円97銭
- 1 株当たり当期純利益 417円11銭
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	568,705
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
期中平均株式数（千株）	1,363

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（2025年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金負債（繰延税金資産の金額を控除した金額）が6,827千円増加し、その他有価証券評価差額金が6,861千円、法人税等調整額が33千円減少しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

森尾電機株式会社
取締役会 御中東陽監査法人
東京事務所
指定社員 公認会計士 猿渡裕子
業務執行社員
指定社員 公認会計士 平井肇
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、森尾電機株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、森尾電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,276,184	流 動 負 債	2,796,547
現金及び預金	826,967	支払手形	23,305
受取手形	24,307	買掛金	500,103
売掛金	2,019,341	電子記録債権	813,567
電子記録債権	276,085	短期借入金	650,000
商品及び製品	85,202	一年内返済予定の長期借入金	39,996
仕掛品	1,330,020	リース債権	51,674
原材料及び貯蔵品	702,327	未払金	143,876
前払費用	10,384	未払法人税等	205,066
その他の流動資産	1,545	未払消費税等	100,005
固 定 資 産	3,307,102	預り金	20,182
有形固定資産	1,578,299	賞与引当金	174,000
建物	1,108,580	役員賞与引当金	48,000
構築物	201,972	廃棄物処理費用引当金	25,630
機械及び装置	119,752	その他の流動負債	1,139
車両運搬具	0	固 定 負 債	601,077
工具、器具及び備品	36,589	長期借入金	320,048
土地	63,720	リース債権	51,594
リース資産	47,683	長期預り敷金保証金	19,536
無形固定資産	99,374	繰延税金負債	160,917
ソフトウェア	43,201	長期未払金	48,981
ソフトウェア仮勘定	10,450	負 債 合 計	3,397,625
リース資産	44,708	純 資 産 の 部	
電話加入権	1,014	株 主 資 本	4,562,483
投資その他の資産	1,629,428	資本金	1,048,500
投資有価証券	1,279,784	資本剰余金	897,272
関係会社株式	223,908	資本準備金	897,272
長期前払費用	14,154	利 益 剰 余 金	2,738,809
役員に対する保険積立金	14,153	利益準備金	192,500
その他の資産	97,426	その他利益剰余金	2,546,309
資 産 合 計	8,583,286	別途積立金	500,000
		繰越利益剰余金	2,046,309
		自 己 株 式	△122,099
		評価・換算差額等	623,178
		その他有価証券評価差額金	623,178
		純 資 産 合 計	5,185,661
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	8,583,286

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	8,396,708
売 上 原 価	6,713,379
売 上 総 利 益	1,683,329
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,038,553
営 業 利 益	644,776
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	22,353
受 取 補 償 金	9,888
雑 収 入	6,864
	39,106
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	8,978
為 替 差 損 失	4,109
雑 損 失	0
	13,089
経 常 利 益	670,793
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	143
廃 棄 物 処 理 費 用 引 当 金 繰 入 額	25,630
	25,773
税 引 前 当 期 純 利 益	645,019
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	228,794
法 人 税 等 調 整 額	△17,320
当 期 純 利 益	433,545

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,048,500	897,272	897,272
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
自 己 株 式 の 取 得			
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	1,048,500	897,272	897,272

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	192,500	500,000	1,681,528	2,374,028	△70,800	4,249,000
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△68,764	△68,764		△68,764
当 期 純 利 益			433,545	433,545		433,545
自 己 株 式 の 取 得					△51,299	△51,299
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	364,781	364,781	△51,299	313,482
当 期 末 残 高	192,500	500,000	2,046,309	2,738,809	△122,099	4,562,483

(単位：千円)

残高及び変動事由	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	641,214	641,214	4,890,215
当期変動額			
剰余金の配当			△68,764
当期純利益			433,545
自己株式の取得			△51,299
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△18,036	△18,036	△18,036
当期変動額合計	△18,036	△18,036	295,446
当期末残高	623,178	623,178	5,185,661

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。)

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 評価基準：原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

・ 評価方法：商品及び製品、仕掛品は個別法に、原材料及び貯蔵品は総平均法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

市場販売目的のソフトウェアについては、販売可能な見込有効期間（3年以内）に基づく定額法、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 廃棄物処理費用引当金

廃棄物の撤去にかかる費用等に備えるため、将来発生すると見込まれる金額を合理的に見積り計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、電気機器製造販売事業において、鉄道関連事業、自動車関連事業、船舶等関連事業に関連する製品の製造販売を行っており、鉄道事業者、鉄道車両メーカー、高速道路会社各社、国土交通省、防衛省等を主な顧客としております。

これらの顧客に対して、主に完成した製品を納入することを履行義務と識別しており、原則として顧客が製品を検収した時点において、支配が顧客に移転することから、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

なお、取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。また、取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度 繰延税金資産79,377千円

(計算書類上は繰延税金負債と相殺され繰延税金負債160,917千円を計上)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 関係会社株式の回復可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度

関係会社株式223,908千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の保有する関係会社株式は市場価格のない株式であり、関係会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した時は、関係会社株式の実質価額について回復可能性を判断しております。

回復可能性は、実行可能で合理的な期間における事業計画に基づいて判断しております。事業計画の見積りに使用された主な仮定は、将来の受注見込及び製造費用であり、これらの仮定に基づく数値は、業界動向、経済状況等の外部情報及び過去実績、受注状況等の内部情報の両方を基礎としております。

当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直し等が必要となった場合、翌事業年度の計算書類において関係会社株式の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

建 物	509,182千円
土 地	1,989千円
合 計	511,171千円

担保に係る債務の金額

短期借入金	550,000千円
長期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金を含む)	360,044千円
合 計	910,044千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,435,097千円

3. 保証債務

子会社の金融機関からの借入に対して、次のとおり債務保証を行っております。

Morio USA Corporation	284,088千円
-----------------------	-----------

4. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権	1,741千円
関係会社に対する短期金銭債務	599千円

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引の取引高の総額

営業取引 (収入分)	16,171千円
営業取引 (支出分)	4,055千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	49,719	30,810	—	80,529

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加	30,800株
単元未満株式の買取による増加	10株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	53,278千円
長期未払金	15,439千円
投資有価証券	31,871千円
未払事業税	12,298千円
棚卸資産評価損	1,685千円
関係会社株式	66,777千円
廃棄物処理費用引当金	7,847千円
その他	7,060千円
繰延税金資産小計	196,259千円
評価性引当額	△116,881千円
繰延税金資産合計	79,377千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△240,295千円
繰延税金負債の純額	△160,917千円

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Morio USA Corporation	米国 ネブラス カ州	4,000 千ドル	電気機器 製造販売	所有 直接 100.00%	債務保証 役員の 派遣	債務保証 (注)	284	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 銀行借入284百万円(190万ドル)につき、債務保証を行ったものであります。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 3,857円03銭
 - 1 株当たり当期純利益 317円98銭
- 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益 (千円)	433,545
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
期中平均株式数 (千株)	1,363

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（2025年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債（繰延税金資産の金額を控除した金額）が6,827千円増加し、その他有価証券評価差額金が6,861千円、法人税等調整額が33千円減少しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

森尾電機株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所
指定社員 公認会計士 猿渡裕子
業務執行社員
指定社員 公認会計士 平井肇
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、森尾電機株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。なお、一部監査等にWeb会議システムを活用するなどにより、当初の監査計画を実行しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

森尾電機株式会社	監査役会	
常勤監査役	小山博史	Ⓜ
社外監査役	堀勝彦	Ⓜ
社外監査役	遠藤泰和	Ⓜ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
1	きく ち ひろ ゆき 菊 地 裕 之 (1964年10月25日生)	1987年4月 当社入社 2007年10月 当社資材本部資材部長 2012年4月 当社東部営業部長 2013年4月 当社理事東部営業部長 2014年4月 当社理事人事総務部長 2014年6月 当社取締役人事総務部長 2014年10月 当社取締役人事総務部長 兼資材部門統括 2017年6月 当社常務取締役人事総務部長 兼資材部門統括 2018年6月 当社代表取締役社長（現任）	9,500株
2	きた ざわ きみ お 北 澤 公 夫 (1953年8月20日生)	1977年4月 当社入社 1999年5月 当社鉄道事業部技術部長 2001年5月 当社技術本部鉄道技術部長 2007年6月 当社技術本部長 2008年6月 当社執行役員技術本部長 2010年6月 当社取締役技術・品質部門統括 兼営業支援 2014年4月 当社取締役竜ヶ崎工場長 2014年6月 当社常務取締役竜ヶ崎工場長 2016年2月 当社常務取締役竜ヶ崎工場長 兼技術部長 2018年1月 当社常務取締役竜ヶ崎工場長 2020年2月 当社常務取締役竜ヶ崎工場長 兼技術部長 2021年10月 当社常務取締役竜ヶ崎工場工場長 (現任)	12,100株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
3	<p style="text-align: center;">おおはしみつぐ 大橋 貢 (1963年5月31日生)</p>	<p>1986年4月 当社入社 2007年10月 当社営業本部営業第一部長 2012年4月 当社資材部長 2013年4月 当社理事資材部長 2014年4月 当社理事東部営業部長 2014年6月 当社取締役営業部門統括 兼東部営業部長 2017年4月 当社取締役営業部門統括 兼東部営業部長 兼海外支援室長 2017年6月 当社取締役営業部門統括 兼東部営業部長 2018年6月 当社常務取締役営業部門統括 兼東部営業部長 2019年7月 当社常務取締役営業部門統括 兼資材部長 2020年4月 当社常務取締役資材部部長 2023年4月 当社常務取締役営業兼資材担当（現任）</p>	8,100株
4	<p style="text-align: center;">ひらのりょうし 平野 了士 (1954年8月25日生)</p>	<p>1977年4月 川崎重工業株式会社入社 1994年7月 Kawasaki Heavy Industries (U.K.) Ltd.出向 2000年7月 川崎重工業株式会社車両事業本部車 両事業部営業総括部交通システム営 業部長 2001年4月 同社車両カンパニー営業本部 海外営業部長 2003年11月 同社車両カンパニー営業本部 副本部長兼海外営業部長 2005年4月 同社車両カンパニー営業本部部長 2014年7月 川重車両テクノ株式会社 代表取締役社長 2017年4月 当社非常勤顧問 2017年6月 当社取締役海外支援室室長（現任）</p>	5,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
5	しみず たけし 清水 毅 (1966年2月7日生)	1988年4月 株式会社東京都市銀行 (現 株式会社きらぼし銀行) 入行 2009年4月 同行梶ヶ谷支店長 2012年7月 同行立川支店長 2015年1月 同行本店営業部営業一部長 2015年7月 同行参与本店営業部営業一部長 2018年5月 きらぼし銀行本店営業部営業一部長 2018年6月 同行営業統括部兼コンサルティング 事業部部付部長 2019年7月 同行人事部部付部長 2019年10月 同行人事部上席調査役 2021年4月 当社人事総務部担当部長 2021年7月 当社人事総務部部長 2022年6月 当社取締役経営管理・内部統制監査 担当 2022年11月 当社取締役経営管理部部長兼内部統 制監査担当(現任)	1,900株
6	かま だ しんいちろう 鎌田 伸一郎 (1953年4月19日生)	1977年4月 日本国有鉄道入社 1987年4月 東日本旅客鉄道株式会社入社 2003年6月 同社営業部担当部長 2004年6月 同社事業創造本部部長 2006年6月 同社理事高崎支社長 2009年6月 同社常務取締役事業創造本部 副本部長 2011年5月 セントラル警備保障株式会社 取締役 2011年6月 同社取締役専務執行役員 経営計画担当兼新事業担当 2012年5月 同社代表取締役執行役員社長 2013年3月 同社代表取締役執行役員社長 事業戦略推進本部長 2018年5月 同社取締役会長 2019年6月 当社取締役(現任) 2023年5月 セントラル警備保障株式会社 相談役 2024年5月 同社顧問 2025年5月 同社顧問退任	一株

- (注) 1. 鎌田伸一郎氏は社外取締役候補者であります。
2. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 鎌田伸一郎氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、再任された場合引き続き独立役員となる予定であります。
4. 社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。

- (1) 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割について
 鎌田伸一郎氏は、鉄道輸送業界及び企業経営における豊富な経験と幅広い見識を有しており、内部統制やコンプライアンスに関する確なご助言をいただくことにより、当社の経営体制が強化できるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。引き続き、当社社外取締役として十分な役割を果たしていただけるものと期待しております。
- (2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
 鎌田伸一郎氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について
 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者鎌田伸一郎氏は、当社との間で責任限定契約を締結しております。
 その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ① 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ② 上記の限定責任が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がない時に限るものとする。

ご参考 取締役候補者のスキルマトリックス

取締役	独立性 (社外のみ)	企業 経営	マーケ ーテ ィン グ 営 業	生産 品質 安全環境	技術 研究	海外 事業	財務 ファイ ナンス	労務 人材 開発	法務 リスクマ ネジメン ト	SDG s ESG
1 菊地 裕之	—	●	●			●	●	●	●	●
2 北澤 公夫	—			●	●	●			●	
3 大橋 貢	—		●	●		●			●	
4 平野 了士	—		●	●	●	●				
5 清水 毅	—					●	●	●		●
6 鎌田伸一郎	●	●							●	

※本記載内容は各対象者に特に期待するスキル及び専門性であり、各対象者の有する全てのスキル・専門的見聞を表すものではありません。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役遠藤泰和氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、子安陽氏は遠藤泰和氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
子安陽 (1958年1月27日生)	1980年4月 日本車輛製造株式会社入社 2006年6月 同社鉄道車両本部資材部長 2009年2月 同社鉄道車両本部企画部長 2010年6月 同社執行役員 2010年10月 NIPPON SHARYO U.S.A., Inc. 取締役社長 2016年6月 日本車輛製造株式会社常務執行役員 2018年6月 同社代表取締役専務取締役 企画本部長 2023年6月 同社代表取締役副社長 2025年6月 同社取締役退任	一株

- (注) 1. 子安陽氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 子安陽氏は、社外監査役候補者であり、選任された場合は東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
3. 社外監査役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
- (1) 社外監査役候補者とした理由及び社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断した理由
子安陽氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営全般の監視と有効な助言をいただきたく、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
また、当社の主力営業部門であります鉄道車両業界に関する国内外の精通した知識と企業活動に関する豊富な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
- (2) 社外監査役との責任限定契約について
当社は、社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、社外監査役候補者子安陽氏は、選任された場合、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ① 社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ② 上記の限定責任が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上

